



KPMG中国 税務セミナー 個人所得税の税制改正



2018年11月16日

上海



Contents

01 個人所得税の税制改正

02 『意見募集稿』主要論点の解説、事例分析

A. 外国籍個人に関する事項

B. 特別付加控除項目に関する事項

03 『意見募集稿』における企業、納税者個人への影響 およびその対応策

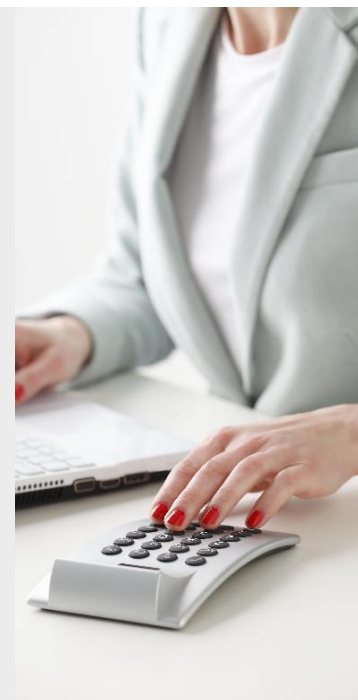
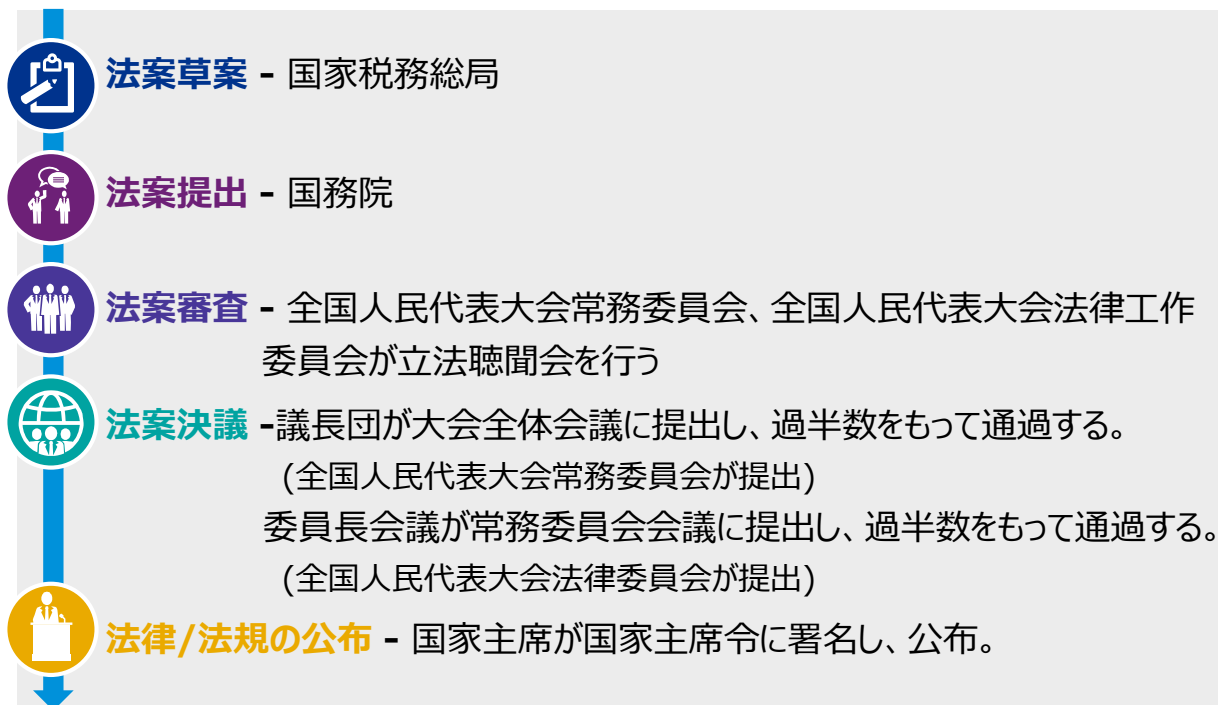
04 よくあるご質問事項、Q&A

01

個人所得税の税制改正

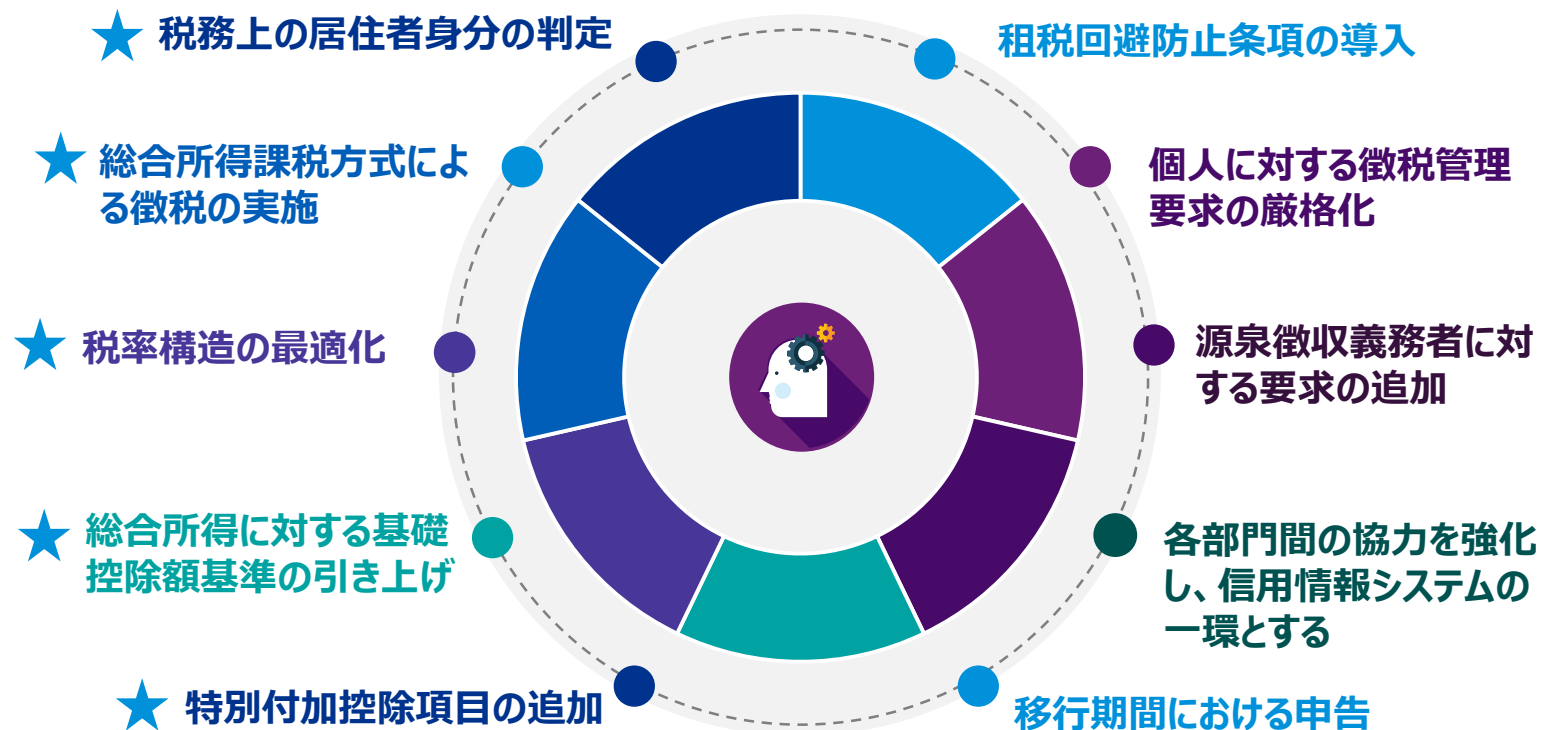


個人所得税改革に関連するスケジュール



2018.6.1	審査へ提出
2018.6.29	1980年版の個人所得税法に基づき、第7回目の修正として、修正案（草案）全文を公布し、広く社会に対し意見募集を行う
2018.8.27	二回目の立法聴聞会を行う
2018.8.31	第十三届全国人民代表大会常務委員会第五回会議で通過国家主席令第9号への署名・公布
2018.10.22	『個人所得税法实施条例（改正草案意見募集稿）』および『個人所得税法特別付加控除暫定弁法（意見募集稿）』*の全文公布、広く社会に対し意見募集を行う * 以下、『意見募集稿』

個人所得税法改正の要点一覧



税務上の居住者身分の判定

個人所得税法（2011年修正）

- 1) 中国国内に住所を有し、もしくは住所はないが**中国国内での居住期間が一年以上**の個人は、中国国内及び国外での所得に応じて個人所得税を納付する
- 2) 中国国内に住所がなく、居住していない個人、もしくは住所がなく、中国国内での居住期間が**一年未満**の個人は、中国国内での所得に応じて個人所得税を納付する

新個人所得税法（未施行）

- 1) 中国国内に住所を有し、もしくは住所はないが納税年度における中国国内での居住期間が**183日以上**の個人は**居住者**とされ、中国国内及び国外での所得に応じ、本法規定に基づき個人所得税を納付する
- 2) 中国国内に住所がなく、居住していない個人、もしくは住所がなく、納税年度に中国国内での居住期間が**183日未満**の個人は**非居住者**とされ、中国国内での所得に応じ、本法規定に基づき個人所得税を納付する。

総合所得課税方式による徴税の実施

現行税法		新税法（未施行）	
所得項目	適用税率	所得項目	適用税率
■給与・賃金所得 ■労務報酬所得 ■原稿料所得 ■特許権使用料所得	■3%-45% 7段階の超過累進税率 ■20%-40% の 超 過 累進税率 ■20% ■20%	総合所得 ■居住者：納税年度の個人所得を合算し、個人所得税を計算する ■非居住者：毎月もしくは毎回、項目別に個人所得税を計算する	■3%-45%7段階の超過累進税率 ■低税率ランクの収入レンジを拡大 ■高税率ランクの収入レンジを維持 ■労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得の80%を総合所得に加算し、原稿料所得は更に30%を減額。（結果的に、原稿料所得は収入の56%を合算対象とする。）

税率構造の最適化

給与・賃金所得					総合所得		
現行税法					新税法（未施行）		
年間課税所得額 （税込課税ベース）	税率	速算控除額			年間課税所得額 （税込課税ベース）	税率	速算控除額
18,000以下の部分	3%	0	3%	3%	36,000以下の部分	3%	0
18,000から54,000の部分	10%	1,260	10%				
54,000から108,000の部分	20%	6,660	20%	10%	36,000から144,000の部分	10%	2,520
108,000から420,000の部分	25%	12,060	25%	20%	144,000から300,000の部分	20%	16,920
				25%	300,000から420,000の部分	25%	31,920
420,000から660,000の部分	30%	33,060	30%	30%	420,000から660,000の部分	30%	52,920
660,000から960,000の部分	35%	66,060	35%	35%	660,000から960,000の部分	35%	85,920
960,000以上の部分	45%	162,060	45%	45%	960,000以上の部分	45%	181,920

注：上記の年間課税所得額は現行税法における個人所得税税率表の月の課税所得額×12により計算される。

特別付加控除項目の追加

税引前控除項目		控除額／基準	既存／新規項目
特別控除項目	法定の社会保険及び住宅積立金	各地の基準に準じる	既存項目
	税金優遇型商業健康保険	200元／月	
	企業年金	給料・賃金の課税対象額の4%以内	
	税金繰延型商業養老保険 (試行中)	毎月の収入の6%、最大1,000元／月	
特別付加控除項目	子女教育支出	具体的な範囲、基準及び実施プロセスについては国務院財政、税務管理部門など関連部門が決定する。 具体的な内容については、P17－P19を参照。	新規項目
	重大疾病医療支出		
	継続教育支出		
	住宅ローン利息／住宅家賃支出		
	高齢者扶養支出		

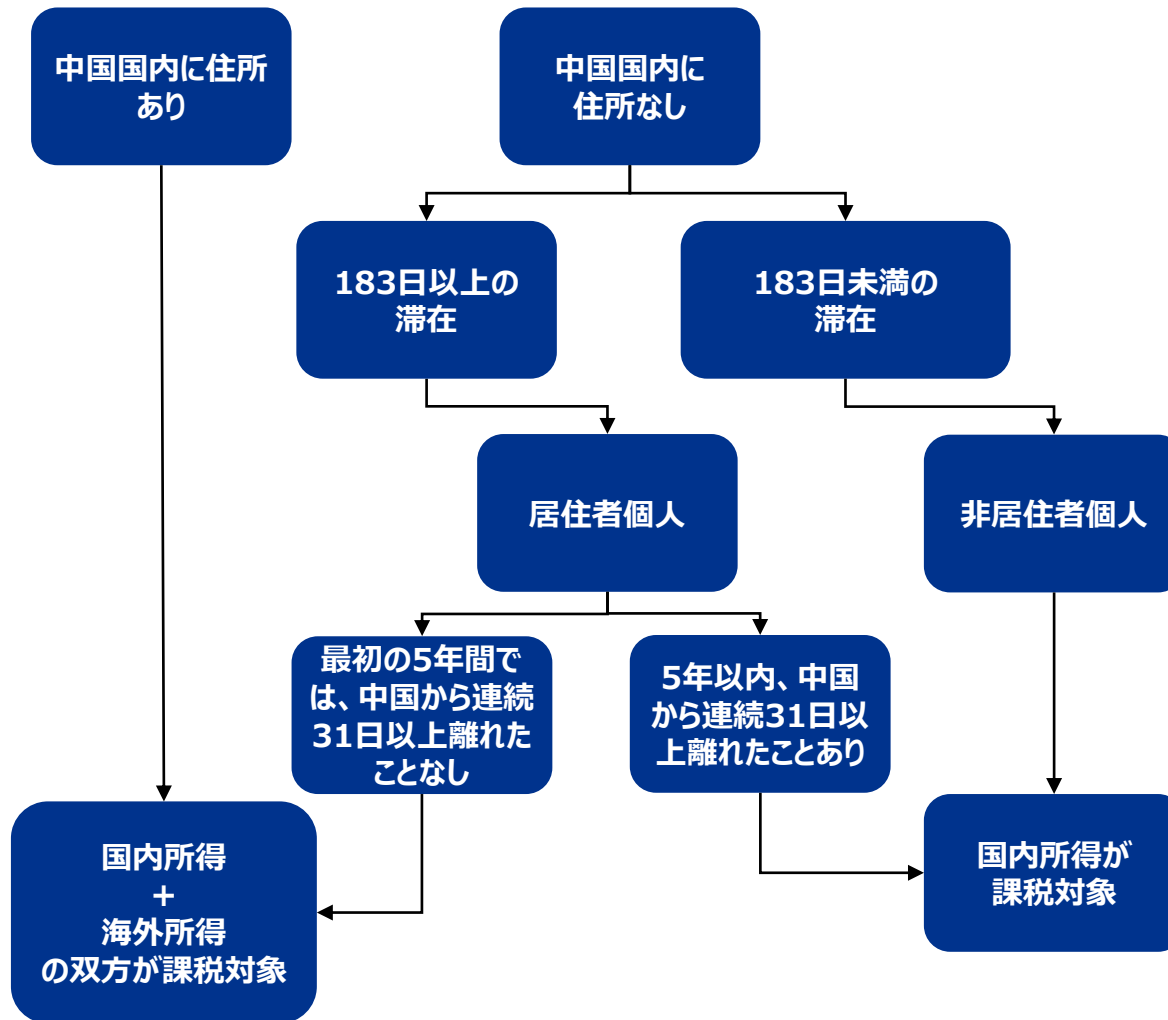
02

『意見募集稿』主要論点の解説、 事例分析

A. 外国籍個人に関する事項



税制改正後の税務上の居住者判定及びその納税義務



現行規定での「満一年／五年超」の定義

5年間超



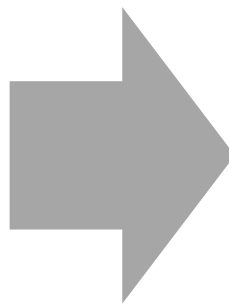
- 連続5年間にわたり毎年「~~1年間*~~」居住した場合
満183日
- 6年目以降、個人が当年度に中国に~~1年間*~~居住した場合、国内外での所得を申告し、納税しなければならない。
満183日

注：税制改正前の、満1年の定義は、納税年度において中国国内に365日間居住し、かつ下記の行為が見られない場合：

- 納税年度において連続30日超える日数、中国国内から離れた場合、もしくは、
- 納税年度において合計で90日超える日数、中国国内から離れた場合

満183日居住するが、
連続5年間に満たさない

5年間超居住するが、
5年以内の間に一回に30日超える
日数中国から離れたことがある



5年間の優遇
規定つづく！

届出を経て、海外源泉所得、かつ海外の
企業及び他の経済組織或は非居住者個人
が支払う部分は課税を免除する。

改正後の住所がない個人に関する「5年間」の優遇策

中国国内に住所がない個人で、国内居住累計日数が満183日の年度が5年継続していない居住者或いは、満5年であるが1回30日を超える出国がある居住者は、国外所得について、**主管税務機関への届出を経て、中国国内企業或いは個人から支払われた部分のみ**の申告とすることができる。



「5年間」の届出に対する所要資料は？



海外所得の資料

居住者証明書類

居住者と非居住者の課税所得額の計算

課税所得額の計算

居住者

各納税年度の収入金額から6万元の基礎控除額、特別控除、特別付加控除、法律で規定されるその他の控除項目を控除し、その残額を課税所得とする。

非居住者

給与・賃金所得は、毎月収入額から5,000元の基礎控除額を控除し、その残額を課税所得とする。労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得は、毎回の所得を課税所得とする。

非居住者個人が取得する労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得は、一回の所得であれば、取得する所得は一回とする。同じ案件で継続的に取得する所得は、一か月以内に取得した所得について一回とする。



外国籍個人が居住者か非居住者か確定できない場合、どのように税金を納付すべきか。

外国籍個人の免税手当および特別付加控除の適用方法

外国籍個人は現行税法における免税手当、もしくは条件に合う場合、特別付加控除を適用できる同種類の支出（例えば、子女教育費、語学訓練費、住宅家賃支出等）の免税優遇を同時に適用できない。

外国籍個人の免税手当	特別付加控除	処理方法
子女教育費	子女教育費	二者択一
語学訓練費	継続教育支出	二者択一
合理的な住宅費	住宅ローン利息支出 もしくは 住宅家賃支出	二者択一
一時帰国費用	×	
引越し費用	×	
合理的な食事代、クリーニング代	×	
×	重大疾病医療支出	
×	高齢者扶養支出	

02

『意見募集稿』主要論点の解説、 事例分析

B. 特別付加控除項目に関する事項



特別付加控除項目の追加

❖ 特別付加控除*

所得控除項目	適用範囲	控除額/基準	控除対象者	控除時期
子女教育支出	- 学齢前教育：3歳から入学前まで - 学校教育： - 義務教育（小・中学校教育） - 高校教育（普通高校・職業中等学校） - 高等教育（専門学校、大学、修士、博士）	- 定額控除 - 子女一人12,000元/年（即ち、1,000元/月）	- 両親それぞれ50%、または - その一方から100%控除 - 決定された後、当課税年度において変更できない	月次仮納付/年度確定申告
継続教育支出	学校教育	- 定額控除 - 学校教育期間：4,800元/年（即ち、400元/月）	- 子女教育支出と見なされ親が控除対象者として控除、または、 - 納税者本人	月次仮納付/年度確定申告
	技能人員職業資格教育、専門技術者継続教育	- 定額控除 - 関連する証書の取得年度：3,600元/年	納税者本人	証明書を取得した年度に確定申告

*国家税務総局による2018年10月20日『個人所得税特別付加控除暫定弁法（意見募集稿）』。

特別付加控除項目の追加（続き）

❖ 特別付加控除*

所得控除項目	適用範囲	控除額/基準	控除対象者	控除時期
重大疾病医療支出	- 個人負担の医療費支出の内、15,000円を超える部分 - 医療保険目録の範囲内・範囲外の自己負担部分	- 実際発生額を控除 - 上限は60,000円/年	納税者本人	年度確定申告時
高齢者扶養支出	60歳以上の親、または - 他の法的扶養者、即ち、条件を満たす祖父母	- 定額控除 - 一人っ子：24,000円/年（即ち、2,000円/月）	納税者本人	月次仮納付時 / 年度確定申告時
		- 定額控除 - 一人っ子ではない場合：一人当たり12,000円/年以下（即ち、1,000円/月以下）	- 兄弟姉妹による分担 - 平均で分担 - 一人に指定 - 割合の取極	

*国家税務総局による2018年10月20日『個人所得税特別付加控除暫定弁法（意見募集稿）』。

特別付加控除項目の追加（続き）

❖ 特別付加控除*

所得控除項目	適用範囲	控除額/基準	控除対象者	控除時期
住宅ローン利息支出	本人あるいは、配偶者の1軒目の住宅ローン利息支出（ビジネスローン或は住宅積立金ローン）	- 定額控除 12,000円/年（即ち、1,000円/月）	- 夫又は妻の一方にて控除する - 決定された後、当該課税年度において変更できない	月次仮納付時 / 年度確定申告時
住宅家賃支出	本人および配偶者が主要勤務都市で住宅を所有していない場合	- 定額控除： －大型都市：14,400円/年（即ち、1,200円/月） －中型都市（人口100万人超）：12,000円/年（即ち、1,000円/月） －小型都市（人口100万人以下）：9,600円/年（即ち、800円/月）	- 同一都市の場合、夫又は妻の一方にて控除する - 非同一都市の場合、夫婦それぞれで控除する	月次仮納付時 / 年度確定申告時

*国家税務総局による2018年10月20日『個人所得税特別付加控除暫定弁法（意見募集稿）』。

*住宅ローン利息支出、住宅家賃支出の実際発生額が基準控除額を下回る場合、実際の発生額と基準控除額のどちらかを控除すべきかについては、明確されていません。

源泉徴収義務者に対する要求の増加



居住者個人が、源泉徴収義務者に特別付加控除項目情報を提供する場合、源泉徴収義務者は、月次で個人所得税を源泉徴収する際、**規定に従い、拒否することなく控除しなければならない。**

源泉徴収義務者は国の規定により全員・全額の源泉徴収をしなければならない。また、**納税者に対し、個人所得額と源泉徴収済の税額などに関する情報を提供しなければならない。**

源泉徴収義務者に対する要求の増加（続き）

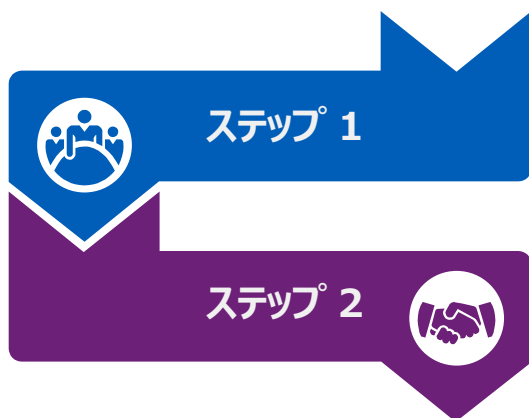


納税者は最初に特別付加控除項目を適用する場合、源泉徴収義務者、もしくは税務機関に関連情報を提出しなければならない。また、源泉徴収義務者は関連情報を迅速に税務機関に提出しなければならない。納税者は提出情報の信憑性に責任を負わなければならない。

源泉徴収義務者は、納税者が虚偽情報を申告していることを発見した場合、納税者に情報の修正を要請しなければならない。納税者が修正を拒否した場合、源泉徴収義務者は税務機関に報告しなければならない。

税制改正後の個人所得税の計算方法

居住者個人の総合所得



年間課税所得 = 課税年度に取得した総合所得の収入額 - 基礎控除額 (年間6万元) - 特別控除額 - 特別付加控除額 / 外国人免税優遇 - 法律で規定されるその他の控除額

税額 = 年間課税所得 × 総合所得の適用税率 - 速算控除額

*労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得は「収入－費用」の残額の20%を所得額とする。原稿料所得はその所得額の70%にして計算される。非居住者個人の税額は別の方法により計算されるが、本ページでは言及していない点につきご注意ください。

特別付加控除- 影響額に関する計算例

事実背景：

- 張さんは一人っ子であり、両親はともに健在（60歳以上）
- 張さんは既婚であり、子供が2人（義務教育段階である）おり、同時に1軒目の住宅ローン利息支出は、5,000元/月
- 広州における給与・賃金所得は人民元25,000元/月、五险一金の個人負担部分は合計5,143元であり、個人所得税は自己負担とする。



給与・賃金

基礎控除

社会保険料控除

特別付加控除：

- 親の扶養
- 子女教育
- 住宅ローン利息

適用税率

速算控除額

税額

税負担は、約785元/月
低減（約50%）

対象期間
2018年10月

対象期間
2019年1月

25,000

25,000

5,000

5,000

5,143

5,143

2,000

2,000

1,000

20%

10%

1,410

210

1,561

776

収入額に応じた税制改正前後での税額影響

単位：人民元

月次給与	年間給与総額	社会保険/ 特別控除	年度特別付加控除 項目	税制改正前	税制改正後	減税額	税負担の 減少率
				年間税額	年間税額		
5,000	60,000	6,120	52,800 - 子女教育： 12,000 - 親の扶養： 24,000 - 住宅ローン 利息： 12,000 - 継続教育： 4,800	140	0	140	100%
10,000	120,000	12,240		3,876	0	3,876	100%
20,000	240,000	24,480		24,120	4,872	19,248	80%
30,000	360,000	61,716		52,011	20,177	31,834	61%
40,000	480,000	61,716		82,011	44,451	37,560	46%
80,000	960,000	61,716		233,639	188,999	44,640	19%
120,000	1,440,000	61,716		439,268	387,548	51,720	12%

- 1) 上述の計算が以下の仮定に基づいて計算されたものです。中国籍、一人っ子、両親健在（60歳以上）であり、既婚かつ義務教育段階の子供が一人、1軒目の住宅ローンを持し、上海で勤務しながら、MBAコースで勉強している。
- 2) 上述の計算における社会保険/特別控除は、個人支払部分の広州での社会保険であり、その内訳として養老保険の8%、工傷保険の0.2%、医療保険の2%と住宅積立金の12%が含まれる。現在、広州社会保険費用と住宅積立金の個人支払部分の上限は5,143元/月である。

特別付加控除- 徴収管理の要求

❖ 徴収管理

納税義務者は、最初に特別付加控除項目が適用となる場合、関連する情報を源泉徴収義務者或いは税務機関に提供しなければならない。源泉徴収義務者は、その情報を速やかに税務機関に提供しなければならない。納税義務者は提供する情報の信憑性に責任を負わなければならない。

- 具体的な手続きの問題
- 関連する情報の要求
- 関連する情報の質の要求
- 源泉徴収義務者の責任と義務
- 納税義務者の責任と義務

関係部門は、特別付加控除に関する情報を税務部門に提供し、またその**検証に協力**しなければならない。

*国家税務総局による2018年10月20日『中華人民共和国個人所得税实施条例（改正草案意見募集稿）』。

各政府部門は税務機関に提供すべき情報

2018年10月20日に公表された『**個人所得税特別付加控除暫定弁法**』意見募集稿によると、関連部門・機構は下記のような情報を税務機関に提供し、またその検証に協力しなければならない。

部門	提供/検証の必要情報
公安部門	身分情報、戸籍情報、出入国証明書情報、海外留学人員情報、公民死亡標識などの情報
衛生健康部門	出生医学証明情報、一人っ子の子女情報
民政部門、外交部門、最高法院	婚姻登録情報
教育部門	学籍情報（学歴継続教育学生の学籍情報を含む）、あるいは、関連部門に登録された海外の教育機構の資格情報
人力資源社会保障などの部門	学歴継続教育（職業技能教育）の学生学籍情報、職業資格継続教育、技術資格継続教育情報
財政部門	継続教育支払および財政手形情報
住宅城郷建設部門の住宅賃貸情報、住宅積立金管理機構	住宅積立金ローン返済支出情報
自然資源部門	不動産登録情報
人民銀行、金融監督管理部門	住宅商業ローン返済支出情報
医療保障部門	個人負担の医療費情報

03

『意見募集稿』における企業、
納税者個人への影響およびその
対応策



現行税法における外国籍居住者の免税手当

届出により、住所を有しない個人が実際に請求する以下の手当は、給与・賃金所得に関する個人所得税を免除する。

合理的な住宅費



中国における子女教育費



語学訓練費



一時帰国費用（年間2回に限る）



引越し代



合理的な食事代、クリーニング代



現在の優遇策を採用し続ける

または

住宅ローン利子/住宅家賃支出、子供教育支出、継続教育支出などの特別付加控除制度を採用

税制改正による変化の可能性？

届出要求の変化の可能性？



*国家税務総局による2018年10月20日『中華人民共和国個人所得税实施条例（改正草案意見募集稿）』。

税制改正後の個人所得税確定申告に関する規定



- 総合所得に対して**確定申告**を実施しなければならない状況は、以下の通り。
 1. 二か所以上からの総合所得がある個人で、所得から特別控除項目を控除した後の金額が60,000元を超える場合
 2. 労務所得、原稿料所得、特許権使用費所得のある個人で、収入から特別控除項目を控除した後の金額が60,000元を超える場合
 3. 納税年度における仮納税額が年間納税額に不足する場合
- 一か所のみで給与・賃金を取得する納税者は、日常の納付ではすべての税金を納付する場合、確定申告をする必要はない。
- **還付税額**が発生する納税義務者については、**年度確定申告**を実施し**還付申告**を実施する必要がある。還付申告を実施するときに、本人の中国国内の銀行口座を提供しなければならない。
- 納税者は源泉徴収義務者あるいは他の団体や個人などに個人所得税の確定申告を**委託**できる。

累計仮源泉徴収法

源泉徴収義務者は一つの課税年度において、当月までの累計給与所得から、各々の累計費用及び累計控除額を差し引き、その残額を源泉徴収課税所得とする。更に総合所得税率表と照らし合わせ、累計源泉徴収税額を計算する。累計源泉徴収額から源泉徴収された税金を差し引きいた仮残額が、当該期間の源泉徴収額となる。

計算式

- 累計仮源泉徴収課税所得：
$$\text{累計所得} - \text{累計免税所得} - \text{累計基本控除費用} - \text{累計特別控除} - \text{累計特別付加控除} - \text{法律で規定されるその他の控除}$$
- 当該期間の源泉徴収税額：
$$(\text{累計源泉徴収課税所得} \times \text{税率} - \text{速算控除額} - \text{前月までの累計源泉徴収税額})$$

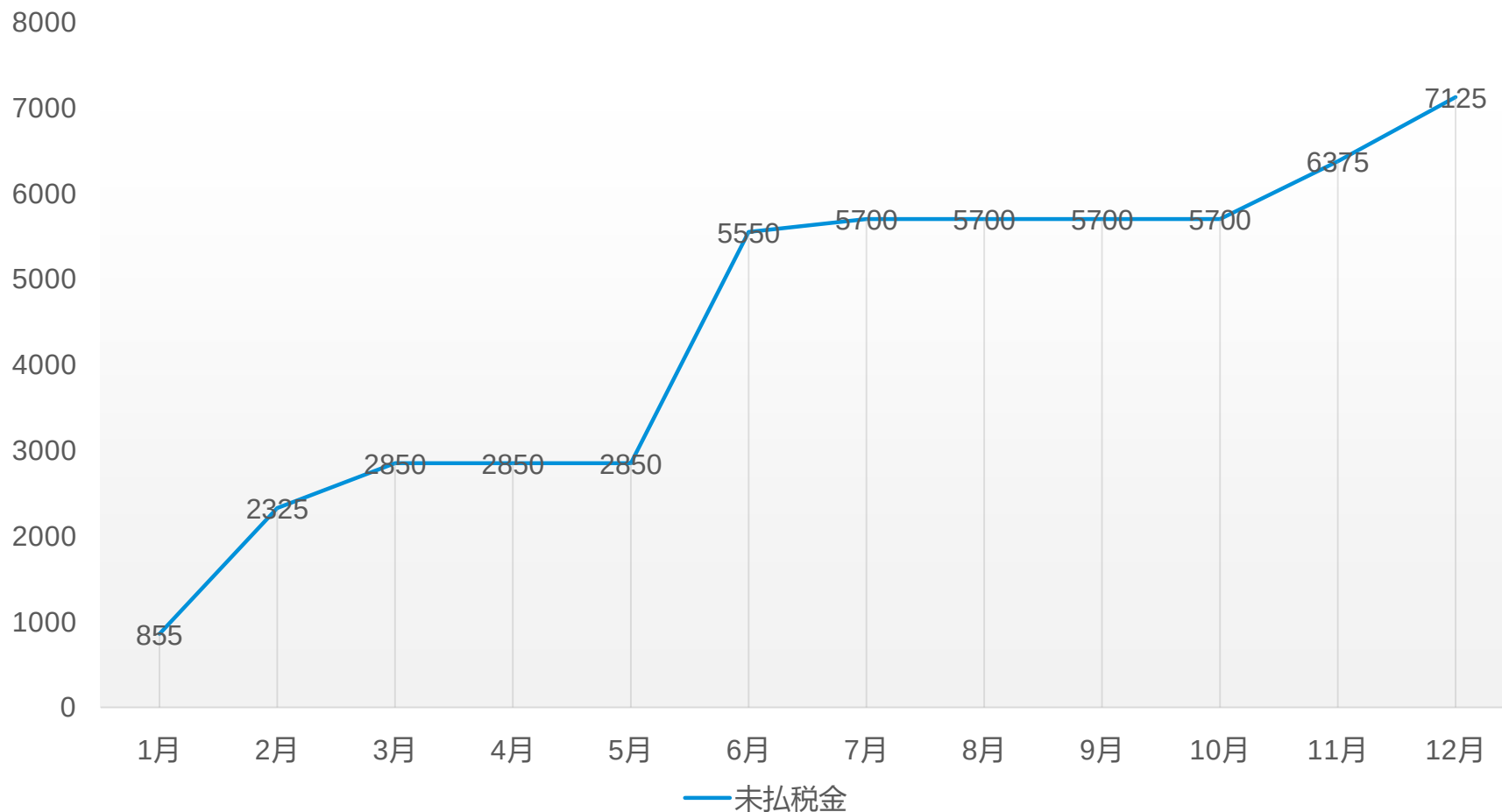
ケースシェア

Xさんの毎月の給与は40,000元であり、毎月の社会保険料と住宅積立金の個人支払額は3,500元であり、毎月の特別付加控除は3,000元である。

月	年間累計 給与所得	累計基本 控除費用	累計特別 控除	累計特別 付加控除	累計源泉 徴収課税 所得	税率	速算控 除額	累計源泉 徴収税額	今期の源泉 徴収税額
1	40,000	-5,000	-3,500	-3,000	28,500	3%	0	0	855
2	80,000	-10,000	-7,000	-6,000	57,000	10%	2,520	855	2,325
3	120,000	-15,000	-10,500	-9,000	85,500	10%	2,520	3,180	2,850
4	160,000	-20,000	-14,000	-12,000	114,000	10%	2,520	6,030	2,850
5	200,000	-25,000	-17,500	-15,000	142,500	10%	2,520	8,880	2,850
6	240,000	-30,000	-21,000	-18,000	171,000	20%	16,920	11,730	5,550
7	280,000	-35,000	-24,500	-21,000	199,500	20%	16,920	17,280	5,700
8	320,000	-40,000	-28,000	-24,000	228,000	20%	16,920	22,980	5,700
9	360,000	-45,000	-31,500	-27,000	256,500	20%	16,920	28,680	5,700
10	400,000	-50,000	-35,000	-30,000	285,000	20%	16,920	34,380	5,700
11	440,000	-55,000	-38,500	-33,000	313,500	25%	31,920	40,080	6,375
12	480,000	-60,000	-42,000	-36,000	342,000	25%	31,920	46,455	7,125

ケースシェア

毎月未払税金



源泉徴収義務者に対する要求の増加

控除情報の保管 (個人所得税法)

納税者は最初に特別付加控除項目の適用を受ける場合、源泉徴収義務者に関連情報を提出しなければならない。居住者個人が源泉徴収義務者に特別付加控除項目に関する情報を提供する場合、源泉徴収義務者は月次での源泉徴収の際に、規定に従い、控除しなければならない。

資料の保管 (個人所得税实施条例修正案)

源泉徴収義務者は、国务院の税務主管部門が規定した期限内で、調査の対応として、納税に関する資料の保存しなければならない。

確定申告 (個人所得税实施条例修正案)

納税者は源泉徴収義務者あるいは他の団体や個人などに個人所得税の確定申告を委託できる。

税制改正による個人のチャレンジとその準備作業

1. 税制改正による個人所得税の処理と計算方法を把握
2. 中国国内外の各所得の納税証拠を早めに取得
3. 申告の期間内に申告を完成
4. 規定により控除証拠を取得
5. CRSの情報交換と税制改正を通じて、居住者の国外
個人資産・所得に対する徴収管理を強化

チャレンジ



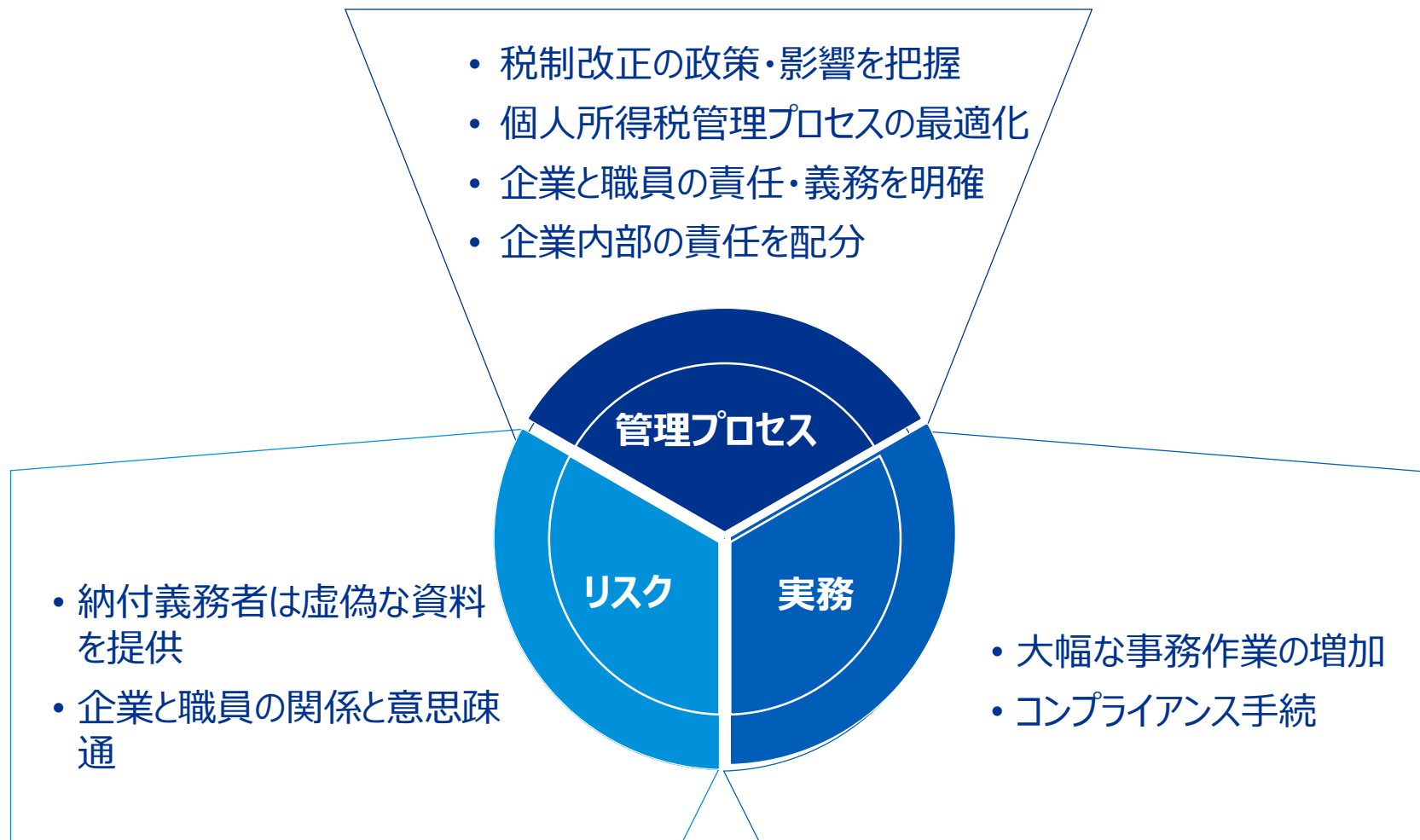
その準備作業

1. 税制改正の動きの理解
2. 納付・控除証拠の収集
3. 国内外資産のプランニングを分析する
4. 事前に専門機構からプランニング・アドバイスを受ける

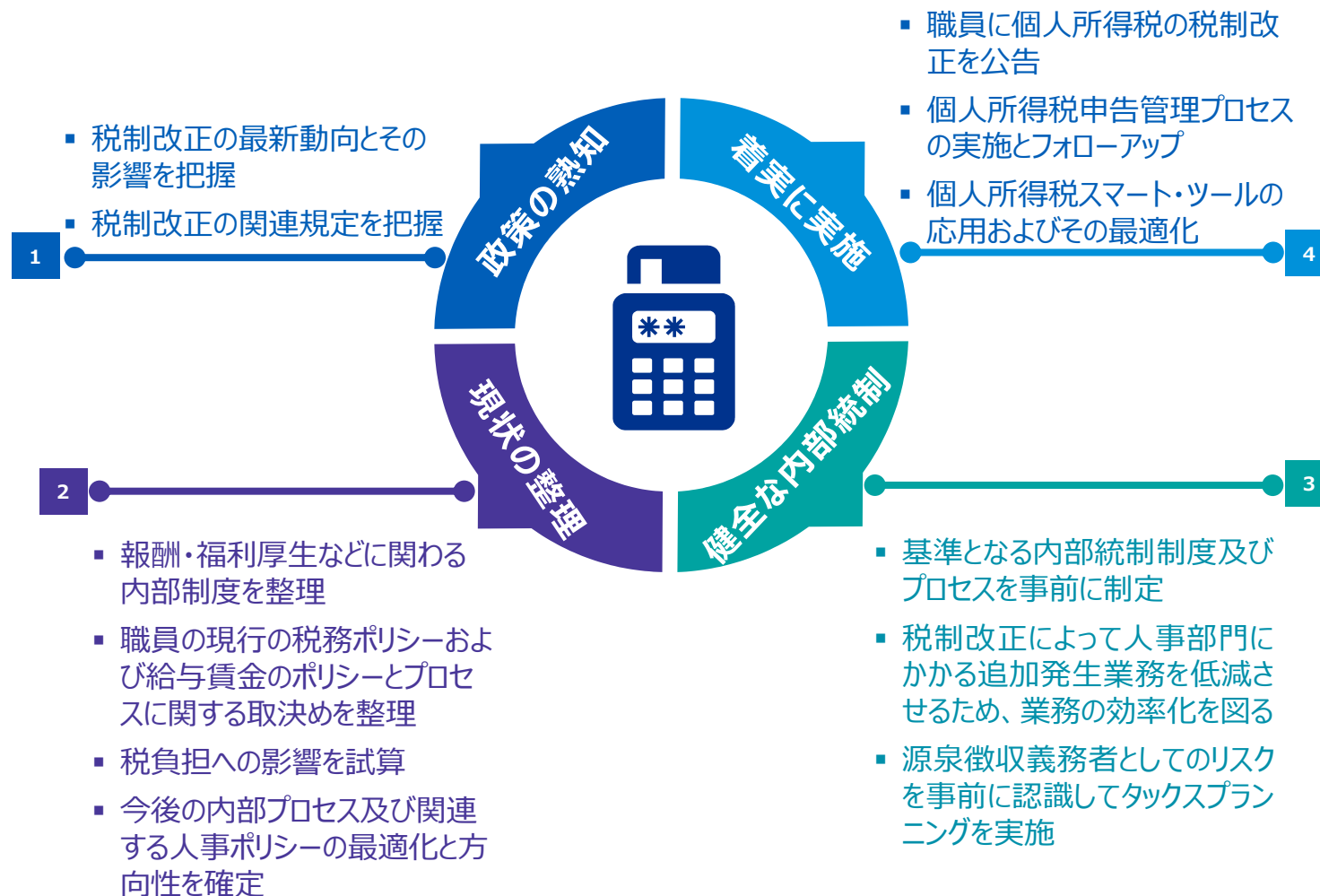
職員からの疑問



企業のチャレンジ



企業側の対応策



個人所得税税制改正のスケジュール



注：① 企業の給与計算表の締切日は毎月の20日と仮定する。② 2019年1月の所得の申告期限は2019年2月中旬と仮定する。

KPMGによるカスタマイズソリューション



カスタマイズ分析

- 税制改正の対応策
- 性質・数量の二つの視点から税制改正を分析



実行と政策の更新

- 内部統制制度と納付申告プロセスの改善と提言
- 派遣・納税・賃金福利制度の審査・制定
- 税制改正による特別付加控除プロセスの制定



企業内部の意思疎通

- 管理層・職員にカスタマイズした社内研修を提供



スマート・ソリューション

- 技術面のプレゼンテーション
- システムの互換性とその要求の評価
- 補足としての制度の建立



財務影響の予測

- 課税面の影響と固定費用の数量化
- 企業と職員のコスト予測



実行のガイドライン

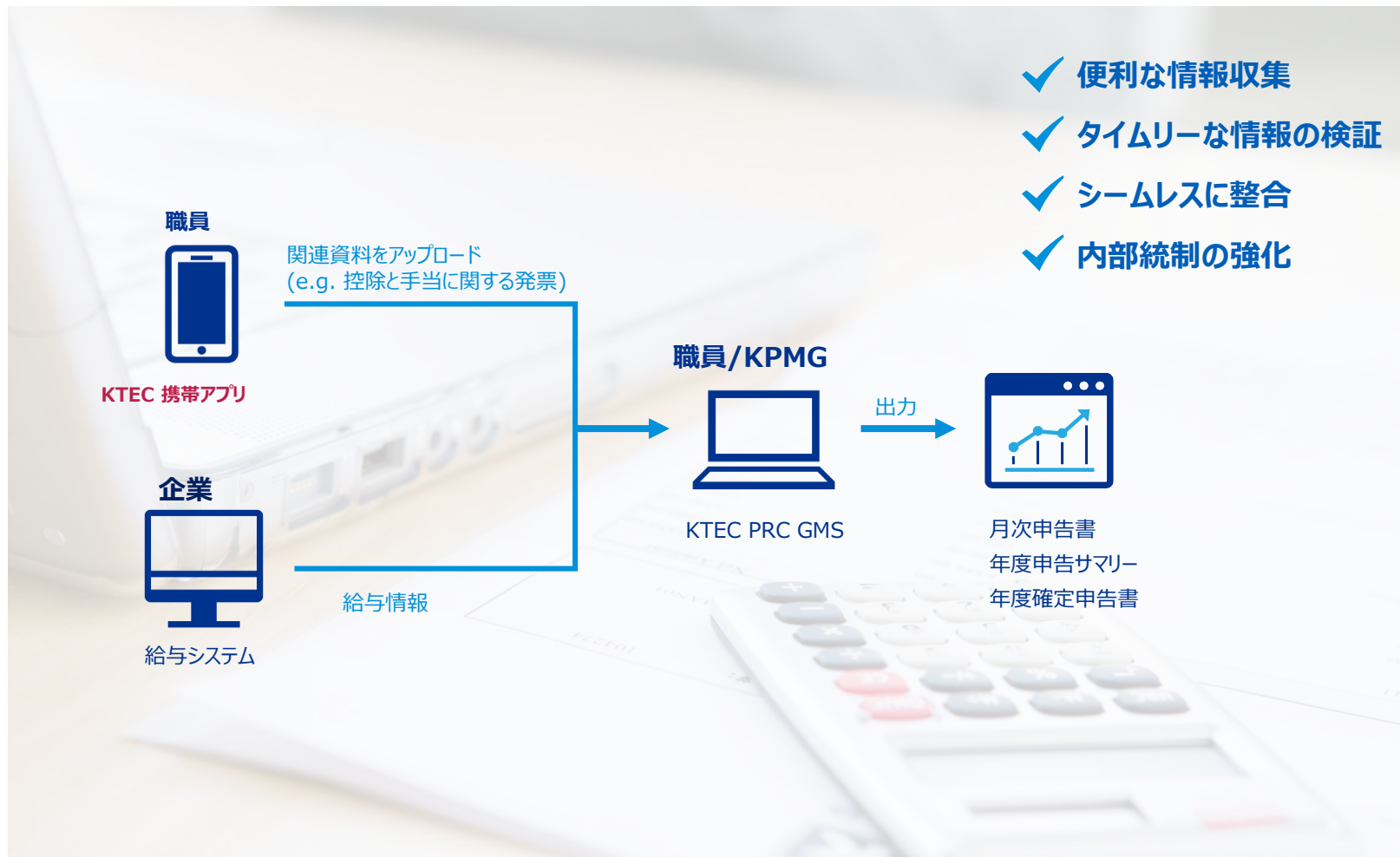
- 職員のガイドブックと企業の管理制度を作成
- 社内研修計画の制定
- 予算制定の協力



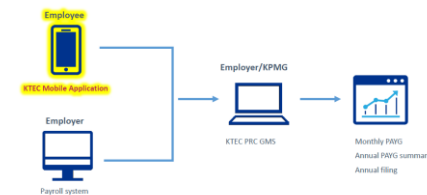
本格稼働

- 制度制定の協力
- KTECシステム

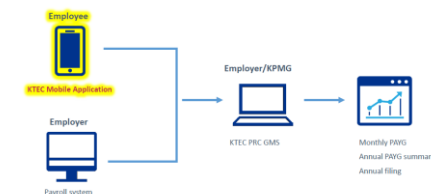
スマート・ソリューションとしてのKTEC PRC IIT



職員向け端末



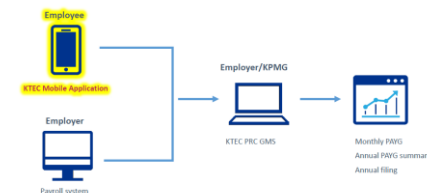
職員向け端末のデータ管理



ホームページ

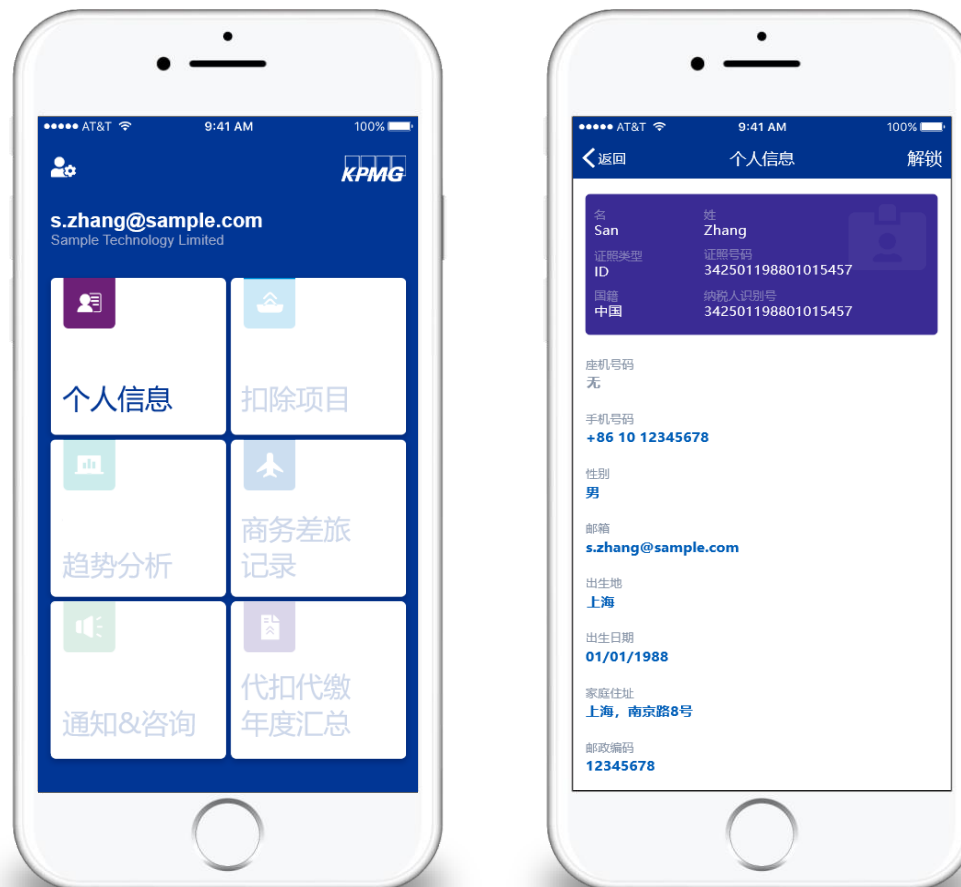


職員向け端末のデータ管理（続き）

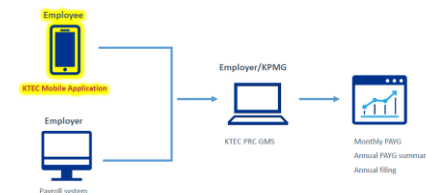


機能1

職員の個人税務情報

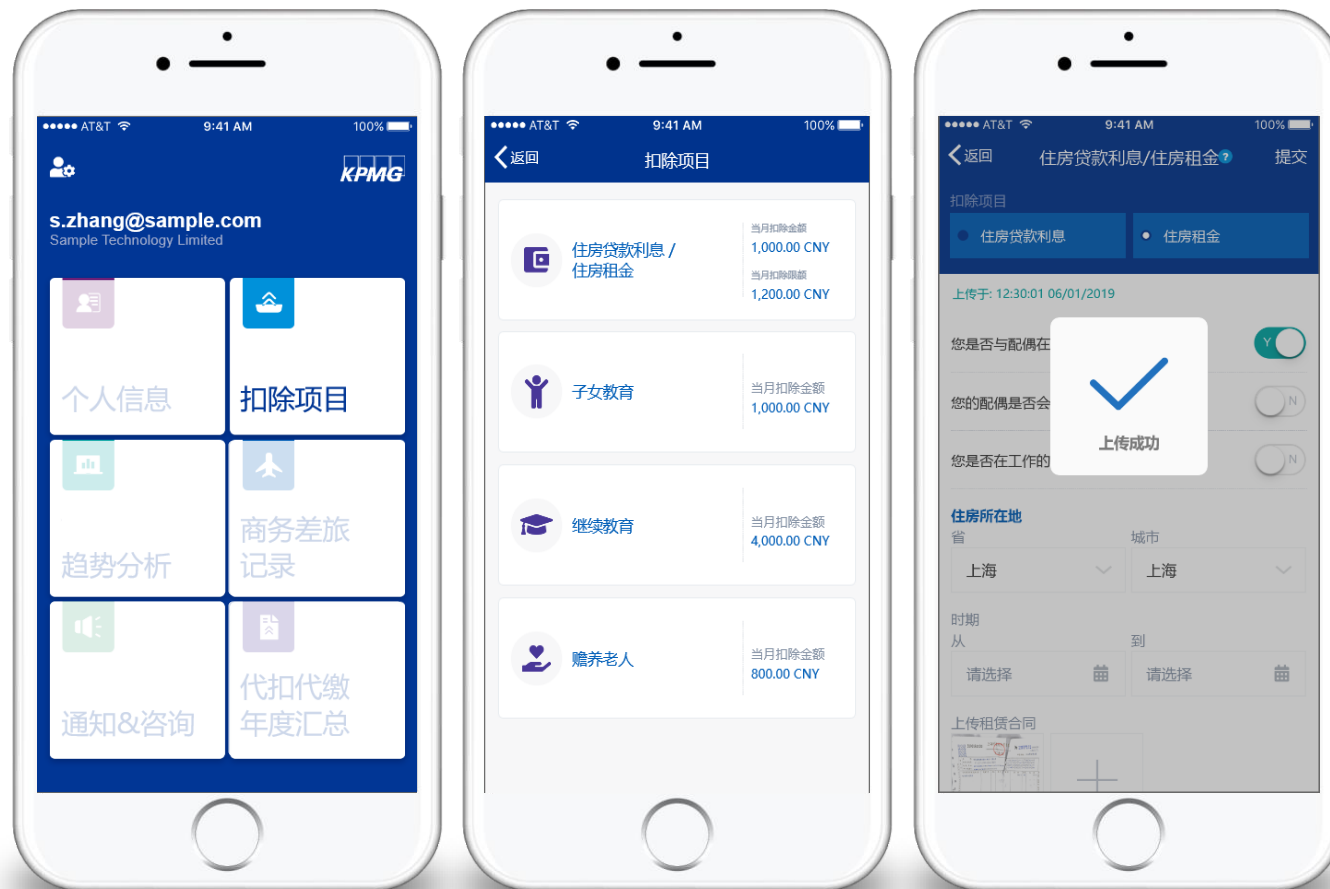


職員向け端末のデータ管理（続き）

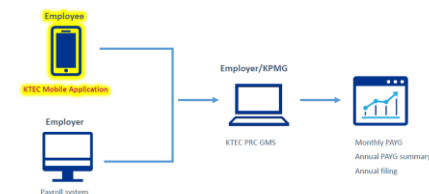


機能2

ファイル・アップロード



職員向け端末のデータ管理（続き）

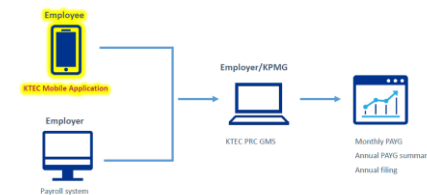


機能3

トレンド分析



職員向け端末のデータ管理（続き）

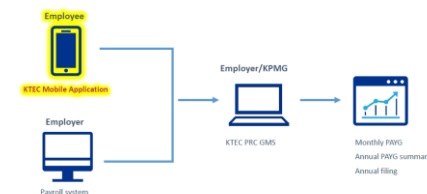


機能4

出張・旅行の記録管理



職員向け端末のデータ管理（続き）

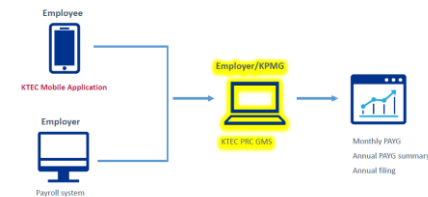


機能5

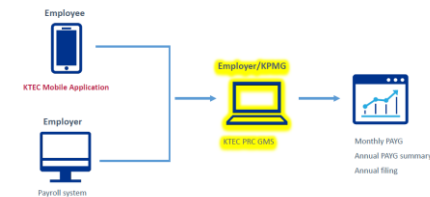
お知らせとアドバイス



企業向け端末



企業向け端末のデータ管理



ワークリスト

KPMG 毕马威税服宝中国个人所得税模块

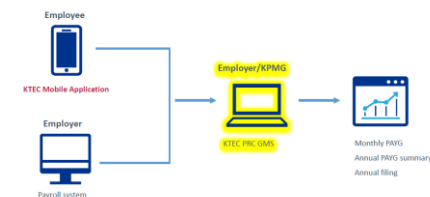
Andy Su
人事部门经理
ABC International Limited Holding

待办事项 | 已完成事项

检验未通过校验的发票 28 | 待处理扣除项目 35 | 检查个人所得税月度申报表 1

#	提交人	工作项目类型	具体描述	提交日期	操作
1	Zhang Claire	检验未通过校验的发票	上传的发票未能通过自动校验, 请手动核查	15/10/2019	查看
2	Wu John	检验未通过校验的发票	上传的发票未能通过自动校验, 请手动核查	15/10/2019	查看
3	Su Jack	检验未通过校验的发票	上传的发票未能通过自动校验, 请手动核查	20/08/2019	查看
4	Zhang Claire	检验未通过校验的发票	上传的发票未能通过自动校验, 请手动核查	15/07/2019	查看
5	Wu John	检验未通过校验的发票	上传的发票未能通过自动校验, 请手动核查	11/07/2019	查看
6	Su Jack	检验未通过校验的发票	上传的发票未能通过自动校验, 请手动核查	08/06/2019	查看
7	Zhang Claire	检验未通过校验的发票	上传的发票未能通过自动校验, 请手动核查	04/05/2019	查看
8	Wu John	检验未通过校验的发票	上传的发票未能通过自动校验, 请手动核查	01/04/2019	查看
9	Su Jack	检验未通过校验的发票	上传的发票未能通过自动校验, 请手动核查	28/03/2019	查看
10	Zhang Claire	检验未通过校验的发票	上传的发票未能通过自动校验, 请手动核查	05/02/2019	查看

企業向け端末のデータ管理（続き）



データ管理

毕马威税服宝中国个人所得税模块

[主页](#)
[我的工作列表](#)
[主数据管理](#)
[编制申报表](#)
[趋势分析](#)
[系统设置](#)

CN
EN

Andy Su

人事部门经理

ABC International Limited Holding

公司/分支机构名称: ABC International Limited Holding

公司信息

公司代码: 1001

公司类型: Head Office

公司/分支机构名称: ABC International Limited Holding

地址: 1266 West Nanjing Road, Shanghai

纳税人识别号: 91310000756990788G

电话号码: +86 10 12345678

所属行业: Consulting

员工数据

添加
上传
下载模板
最新上传日期: 10/04/2019
最新上传人: Lu, Sample

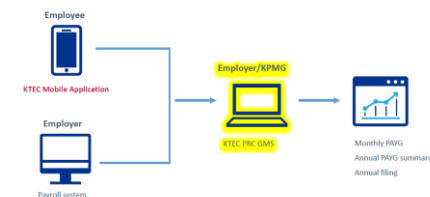
重置
搜索

☐	员工号	员工姓名	证件类型	证件号码	国籍	性别	出生日期	操作
☐	43020301	San Zhang	身份证	310681199106158812	中国	男	15/06/1991	查看
☐	43020302	Si Li	身份证	310681198804018892	中国	女	01/04/1988	查看
☐	43020303	Jackie Ma	护照	E32388232	中国	男	03/05/1987	查看
☐	43020304	Lei Zhao	身份证	320681198903168891	中国	男	16/03/1989	查看
☐	43020305	Hong Wong	身份证	410681197604230229	中国	男	23/04/1976	查看
☐	43020306	Hart Cathie	护照	G12122958	中国	女	01/09/1985	查看
☐	43020307	Agnew Philip	身份证	310681198609018912	中国	男	11/04/1986	查看
☐	43020308	Blackburn Andy	身份证	410681198811158891	中国	男	15/11/1988	查看
☐	43020309	Jack Ma	护照	G49322958	中国	女	15/07/1974	查看
☐	43020310	Sam Zhan	身份证	310681198107013992	中国	男	01/07/1981	查看

删除

10
上一页
1
2
3
...
10
下一页

企業向け端末のデータ管理（続き）



申报表的編集

KPMG 毕马威税服宝中国个人所得税模块

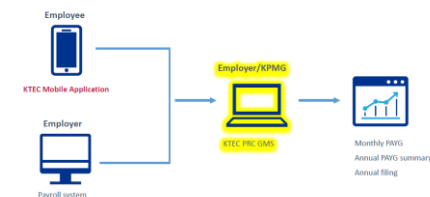
主页 我的工作列表 主数据管理 编制申报表 趋势分析 系统设置 CN EN

Andy Su
人事部门经理
ABC International Limited Holding

扣缴个人所得税报告表

扣缴个人所得税年度汇总

企業向け端末のデータ管理（続き）



04

よくあるご質問事項、Q&A



4. よくあるご質問事項



1. 年一回性賞与所得に対する個人所得税の優遇は、引き続き適用されるか？適用される場合の、年度申告との関係はどのようなになるのか？
2. 2019年1月1日から、個人所得税が年間で徴収し、月で納付される形となる。これについて、毎月の納税額はどのように決められるか？
3. 所得12万元以上の申告は必要か？
4. 既に5年を超えて居住する外国籍居住者について、どのような場合に、年度のカウントがリセットされるか？
5. 年度の途中で、赴任・帰任する外国籍出向者の当該年度における税務上の居住者身分の判定や、税額計算はどのようになされるか？
6. アルバイトとして雇用している者への労務報酬について、企業はどのように源泉徴収を行うべきか？

4. よくあるご質問事項



7. 二つの年度をまたぐ滞在期間（例えば、12月10日中国に入国し、翌年1月10日出国）に対し、「30日間」の定義はどのように決められるか？
8. 外国籍個人に対する免税手当はどう変化するか？
9. 基礎控除額は5,000元へ引き上げられた後、実際に個人所得税を納付する職員の人数は大幅に減少するか？
10. 税務機関から調査を備えるには、どんな資料を準備する必要があるか？
11. 各税務機関は、どれだけ他の各政府部門からの資料を検証するか？
12. 特別付加控除項目が突然変化する場合（例えば、子供の出生、結婚など）、どのように個人所得税を申告・納付するか？

Q&A



お問合せ先



周波

Michelle Zhou

People Services National Leader
タックス・パートナー

Tel: +(86)21 2212 3458

Mail: michelle.b.zhou@kpmg.com



徐潔

Xu Jie

日系企業サービス
タックス・パートナー

Tel: +(86)21 2212 3678

Mail: jie.xu@kpmg.com



森 雅樹

Mori Masaki

日系企業サービス
タックス・マネジャー

Tel: +(86)21 2212 2231

Mail: masaki.mori@kpmg.com



王伊人

Elaine Wang

日系企業サービス
タックス・マネジャー

Tel: +(86)21 2212 3715

Mail: ey.wang@kpmg.com

KPMGのQRコード





kpmg.com/cn/socialmedia

所载资料仅供一般参考用，并非针对任何个人或团体的个别情况而提供。虽然本所已致力提供准确和及时的资料，但本所不能保证这些资料在阁下收取时或日后仍然准确。任何人士不应在没有详细考虑相关的情况及获取适当的专业意见下依据所载资料行事。

© 2018 毕马威企业咨询(中国)有限公司 — 中国外商独资企业，是与瑞士实体 — 毕马威国际合作组织 ("毕马威国际") 相关联的独立成员所网络中的成员。版权所有，不得转载。中国印刷。

毕马威的名称和标识均属于毕马威国际的商标或注册商标。